

## ○市町地震災害警戒本部員の指名について

(昭和54年10月2日甲通達備第28号)

大規模地震対策特別措置法第18条第4項の規定に基づく市町地震災害警戒本部に関する必要な事項の条例制定については、昭和54年8月6日消防震第113号により、消防庁次長から関係県知事あてに、市町地震災害警戒本部条例の準則が通知され、市町長は、同条例に基づき市町地震災害対策本部員として、静岡県警察の警察官を任命することができることとなつた。本件に関し、関係市町から各警察署に対して協議がなされた場合は、次により市町地震災害警戒本部員を指名することとしたから誤りのないようになされたい。

### 記

- 1 静岡県警察の市町地震災害警戒本部員の指名は、当該市町を管轄する警察署に所属する幹部警察官のうちから署長が指名するものとし、警察本部長に報告すること。
- 2 地理的事情その他の理由により、拠点交番及び自治体を管轄する交番等の幹部警察官を指名するに当たっては、警察署における現地警備本部の応急対策の実施に支障を及ぼさないよう配慮すること。